

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループの審議まとめを 踏まえた新たな普通教育を主とする学科における教科・科目の履修 及び高等学校通信教育の質保証について（案）

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいては、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（諮問）のうち「生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方」等について調査・審議を行い、令和2年11月13日に「審議まとめ」（以下「高校WG審議まとめ」という。）を取りまとめた。

1. 新たな普通教育を主とする学科について

(1) 「普通教育を主とする学科」の種類の弾力化・大綱化

高校WG審議まとめにおいては、普通教育を主とする学科の種類について、各設置者の判断により、当該学科の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを令和4年度から可能にするための制度的措置が提言され、新たな学科の例として以下の3つが示された。

- ・現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「学際的な学びに重点的に取り組む学科」という。）
- ・現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」という。）
- ・その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」という。）

(2) 新たな学科における教育の特徴

高校WG審議まとめにおいては、新たな学科の教育の特徴として以下のとおり提言されている。

- ・高等学校学習指導要領に定める必履修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目の学びを基盤に置きつつ、文系・理系の類型にとらわれず、各学科において着目する社会的課題に関連する新たな学問領域又は複数の学問分野から再構築された統合的な知見に関する学びや、地域社会の課題や魅力に関連させた実践的な学びなど、学校設定教科・科目を活用して各学科において育成を目指す資質・能力に対応する学びに取り組み、特色・魅力ある教育課程を編成・実施する

ことが求められる。

- ・その上で、総合的な探究の時間において、当該学科において着目する社会的課題等を踏まえた目標を設定し、その内容として目標を達成するにふさわしい探究課題を設定することが必要である。これにより、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」においては複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みをも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会の様々な課題や魅力に関連した探究活動が行われ、各学科において求められる資質・能力の育成が期待される。
- ・新たな学科においては、こうした当該学校設定教科・科目、総合的な探究の時間や各教科・科目を相互に関連付けて取り組むことが適当である。また、これらの学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設することにより、社会との関わりの中で生徒自身が自己の在り方生き方を考えるとともに、各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習を実現していくことも期待される。

(3) 高等学校学習指導要領の一部改正の方向性

高校WG審議まとめを踏まえて、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科、その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科については、高等学校学習指導要領を以下の方向で一部改正すること等により、各学科における特色・魅力ある教育課程の編成・実施の推進を図る。

- ①新たな学科においては、当該学科の特色に応じた目標及び内容を持つ学校設定教科に関する科目を開設し、全ての生徒に2単位以上履修させること
- ②新たな学科においては、当該学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間を、全ての生徒に合計6単位以上履修させること（①の単位数を含む）
- ③新たな学科における当該学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間は、原則として各年次に配当して教育課程を編成すること。その際、当該学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間については、相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること

2. 高等学校通信教育の質保証について

(1) 高等学校通信教育の質保証方策

高校WG審議まとめにおいては、高等学校通信制課程の教育課程の編成・実施の適正化の観点から、以下の点を明確にすることが適当であることが示された。

- ・ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、通信制課程に在籍する生徒の多様な状況に留意しつつ、学習評価において、観点別学習状況の評価が可能となるよう報告課題の作成等を求めること。
- ・ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

(2) 高等学校学習指導要領の一部改正の方向性

高校WG審議まとめを踏まえて、通信制課程における教育課程について、高等学校学習指導要領を以下の方向で一部改正することにより、高等学校通信教育の質保証を図る。

- | |
|--|
| <p>①多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、高等学校学習指導要領総則第3款の2（学習評価の充実）に示すことに配慮しながら、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること</p> <p>②試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、各教科・科目のまとまった単位の履修につき適切な回数を確認した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこと</p> |
|--|